



● ● ● のれんの減損処理の見直しは ● ● ● 平成24年4月1日から適用へ ● ● ● ASBJ、1段階方式で減損損失を認識・測定

企業会計基準委員会（ASBJ）はのれんの減損処理の取扱いを見直す方針だ。のれんが非償却化された場合には、金額的に重要なのれんについては、1段階方式により減損損失の認識および測定を行う方向で検討が行われている。「固定資産の減損に係る会計基準」の一部改正を行う。適用時期については、平成24年4月1日以後開始する事業年度からとし、早期適用も認める方針だ。また、適用初年度における経過措置を設ける予定。

金額が重要なのれんに限る

企業会計基準委員会では、現在、無形資産会計基準（案）に合わせて、企業結合会計基準（案）の策定を行っているが、大きな論点はこのれんを非償却化するかどうかである。仮にのれんを非償却とした場合には、のれんの減損の取扱いも同時に見直すことになる。

見直しの方向性としては、金額的に重要なのれんに限り、1段階方式で減損損失の認識および測定を行うこととしている。

具体的には、割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額との比較に代えて、回収可能価額と帳簿価額とを比較して減損損失の認識を判定することになる。

減損損失認識の判定は現行と同様

減損損失を認識するかどうかの判定につ

いては、現行と同様、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた、より大きな単位で行うことを原則とすることとしている。

早期適用も容認へ

適用時期については、平成24年4月1日以後開始する事業年度からとし、平成23年4月1日以後開始する事業年度からの早期適用も認める方針だ。

適用初年度の取扱いには経過措置

また、経過措置を設ける予定。適用初年度の期首において計上されているのれんの額が重要である場合には、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額に基づき減損損失を測定し、のれんの帳簿価額より減額する分は期首の利益剰余金に直接加減する経過的な取扱いを設けるとしている。

理由としては、金額的に重要なのれんについて、1段階方式で減損損失の認識および測定を行う見直しが行われた場合には、適用初年度において多額の減損損失が計上され、比較可能性を損なうことになるとしたほか、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」により、遡及適用することが望ましいものの、コストに見合ったベネフィットが期待できないことが挙げられている。



予定では平成22年中にも企業結合と無形資産会計基準を正式決定